

2026年8月診療分からの 高額療養費 説明・確認早見表

受付で開ける保存版



この1冊で確認できること

- 01 8月から変わる月額上限
- 02 70歳未満・70歳以上の早見表
- 03 年間上限と多数回該当
- 04 患者さんへの説明と確認順

2026年7月27日時点

最新資料が更新された場合は、内容を再確認して改訂版を発行します。

医療事務のゆう

総合病院 医療事務10年以上 | 元採用担当3年

無料配布・保存版

まず全体像

変わるのは3つ。変わらないのは1つ

01

月額上限

月ごとの自己負担上限を見直し

02

年間上限

8月から翌年7月までの上限を新設

03

70歳以上

外来の上限と、世帯の上限を見直し（一定所得以下の外来は据え置き）

主な金額は維持

多数回該当の主な上限額は据え置き

※年収約200万円までの区分は2027年8月から34,500円へ

受付で最初に確認

- 7月診療分までは、これまでの上限
- 8月診療分から、新しい上限
- 年収は目安。所得区分は資格情報で確認
- 月額上限に届かない月も、年間上限に積み上がる

代表例で見る月額上限

2026年7月診療分まで

$$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$$

2026年8月診療分から

$$85,800\text{円} + (\text{医療費} - 286,000\text{円}) \times 1\%$$

保険適用の医療費が100万円なら

87,430円 → 92,940円

差額 +5,510円

変わったのは定額部分だけではありません。1%をかける基準額も
267,000円から286,000円へ

- 計算式の「医療費」は、保険適用分の総医療費（10割）です。
- 患者さんが窓口で支払った3割分ではありません。
- 差額ベッド代・食事代・先進医療・自費診療などは対象外。

70歳未満の早見表

限度額区分から、上限を確認

区分	年収の目安	月額上限	多数回	年間
ア	約1,160万円～	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1%	140,100円	168万円
イ	約770万～ 1,160万円	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1%	93,000円	111万円
ウ	約370万～ 770万円	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1%	44,400円	53万円
エ	～約370万円	61,500円	44,400円	53万円※
オ	住民税非課税等	36,900円	24,600円	29万円

表を見る時の注意

- 区分ア～オは70歳未満の限度額区分。資格情報や認定証に表示されます
- 年収は目安。健保は標準報酬月額（標報）、国保は旧ただし書所得などで区分
- 区分オは住民税非課税でも、区分ア・イに該当する場合を除きます
- ※年収約200万円までかつ健保は標報15万円以下（国保は旧ただし書所得86万円未満）は年間41万円
- 年間41万円の還付は2027年8月以降。詳しい扱いは保険者へ
- 掲載額は2027年7月診療分まで。2027年8月から所得区分を細分化予定

70歳以上の主な変更

外来だけでなく、世帯の月額上限も変わります

限度額区分	外来上限 個人ごと	月額上限 世帯・入院を含む	年間
一般	18,000 → 22,000円 年14.4万 → 年21.6万	57,600 → 61,500円	53万円※
低所得者Ⅱ 住民税非課税	8,000 → 11,000円 新たに年9.6万円	24,600 → 25,700円	29万円
低所得者Ⅰ 所得が一定以下	8,000円のまま	15,000 → 15,700円	18万円

確認するときの補足

- 70歳以上は、現役並みⅠ～Ⅲ・一般・低所得者Ⅰ／Ⅲの区分で確認
- 多数回該当は、一般44,400円・住民税非課税24,600円
- 年収約370万円以上（現役並み）は、70歳未満と同じ月額・年間上限。外来特例なし
- 「一般」は年収目安がおおむね約370万円までの課税世帯
- 同じ年齢でも区分で上限が変わるため、申告年収ではなく資格情報で確認
- ※年収約200万円まで かつ 健保は標準報酬月額15万円以下（国保・後期は課税所得28万円未満）は、年間上限41万円。還付は2027年8月以降。詳しくは保険者へ

新しい「年間上限」

数える期間は、1月～12月ではありません



年間上限に達した後の負担

保険者から還付を受けられます

病院で行うこと

月ごとの限度額情報を確認

窓口負担を正しく計算

年間上限の問い合わせ先を案内

病院では行わないこと

年間の合計額を病院が

その場で判定すること

病院の窓口から直接返金すること

※具体的な運用は今後の通知で確認

対象外の費用

差額ベッド代 / 入院時の食事代 / 先進医療 / 自費診療

申請の可否・時期・数える単位は、今後の通知と保険者案内で確認。

多数回該当は据え置き

3か月以上該当し、4か月目から

70歳未満・年収目安 約370万～770万円

44,400円 = 44,400円

2027年8月以降も44,400円を維持

※約200万円までの課税世帯は2027年8月から34,500円へ

01

直近12か月

1月から数え直す制度ではありません

02

同じ世帯

合算されるケースがあります

03

保険者変更

過去分の通算可否は保険者へ確認

04

今回が何回目か

資格情報や保険者の情報を基に確認

説明例

多数回該当の主な上限額は据え置きです。年収約200万円までの区分は2027年8月から引き下げられる予定です。該当回数や、保険が変わった場合の扱いは保険者へ確認を。

医療事務の確認順

この順番なら、年収を聞かずに整理できます

1

診療月

2026年8月診療分以降か

2

年齢区分

70歳未満か、70歳以上か

3

限度額情報

マイナ保険証（患者さんの同意が必要）または認定証

4

多数回該当

今回が該当する月か

5

年間上限・還付

加入している保険者へ案内

そのまま使える案内

8月診療分から高額療養費の上限が変わります。実際の上限は年齢と所得区分で決まるため、年収をお聞きして判断するのではなく、マイナ保険証の限度額情報や限度額適用認定証で確認します。年間上限の数え方や還付の手続きは、加入している保険者へご確認ください。

言い切らない

- × 全員、同じ額だけ上がります
- × 年収を教えてもらえば区分が分かります
- × 年間上限を超えたら病院ですぐ返金します
- × 食事代や差額ベッド代も対象です
- × 多数回該当も2027年8月から上がります

最後に確認する5項目



2026年8月診療分から月額上限が変わる



年間上限は8月から翌年7月で数える



70歳以上は外来・入院を含む上限が変わる



多数回該当は据え置き。年収約200万円までの区分は2027年8月から引き下げ



年間上限の還付確認先は病院ではなく保険者

情報更新について

本資料は2026年7月27日時点の厚生労働省公表資料を、医療事務向けに整理したものです。

関連政令の改正は2026年7月24日に閣議決定。厚生労働省は7月27日の週にリーフレットを掲載予定です。

新しいリーフレットや事務連絡が公開された場合は、内容を再確認して改訂版を発行します。

※個人が公表資料を整理した非公式のまとめです。最終的な取扱いには厚労省資料と保険者案内を優先。

公式資料

1. 厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」
2. 厚生労働省「高額療養費制度の見直しについて」
3. 厚生労働省「令和8年7月24日付 大臣会見概要」

医療事務のゆう

Instagram : @iryo_jimu

悩み別の入口 : yuumikata.com/start



もうひとりで悩まない医療事務。